第五十一条の十九第二項において準用する第三十六条第三項第三号	第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準	第五十一条の二十三第二項の厚生労働省令で定める指定地域相談支援の事業の運営に関する基準
	障害福祉サービス事業	一般相談支援事業
第五十一条の十九第二項において準用する第三十六条第六号	サービス事業所	一般相談支援事業所
	指定障害福祉サービス事業者の	指定一般相談支援事業者（第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者をいう。以下この項において同じ。）の
	当該指定障害福祉サービス事業者	当該指定一般相談支援事業者
第五十一条の十九第二項において準用する第三十六条第七号	指定障害福祉サービス事業者	指定一般相談支援事業者
第五十一条の十九第二項において準用する第三十六条第十一号	指定の申請	指定の更新の申請
	障害福祉サービス	相談支援
第五十一条の十九第二項において準用する第三十六条第十二号	第四号から第六号まで又は第八号から前号まで	第五号、第六号、第八号、第九号又は前号

第五十一条の二十第二項において準用する第三十六条第三項第三号	第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準	第五十一条の二十四第二項の厚生労働省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準
	障害福祉サービス事業	特定相談支援事業
第五十一条の二十第二項において準用する第三十六条第六号	サービス事業所	特定相談支援事業所
	指定障害福祉サービス事業者の	指定特定相談支援事業者（第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。以下この項において同じ。）の
	当該指定障害福祉サービス事業者	当該指定特定相談支援事業者
第五十一条の二十第二項において準用する第三十六条第七号	指定障害福祉サービス事業者	指定特定相談支援事業者
第五十一条の二十第二項において準用する第三十六条第九号	都道府県知事	都道府県知事又は市町村長
第五十一条の二十第二項において準用する第三十六条第十一号	指定の申請	指定の更新の申請
	障害福祉サービス	相談支援
第五十一条の二十第二項において準用する第三十六条第十二号	第四号から第六号まで又は第八号から前号まで	第五号、第六号、第八号、第九号又は前号

2　指定特定相談支援事業者（法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。次条において同じ。）の指定の更新に関する法第五十一条の二十一第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十一条第二項	前項	第五十一条の二十一第一項
第五十一条の二十第二項において準用する第三十六条第三項	都道府県知事は	市町村長は
	第一項の申請	第五十一条の二十一第一項の指定の更新の申請
	次の各号（療養介護に係る指定の申請にあっては、第七号を除く。）	第一号から第三号まで、第五号から第九号まで、第十一号又は第十二号
第五十一条の二十第二項において準用する第三十六条第二号	サービス事業所	特定相談支援事業所（第五十一条の二十第一項に規定する特定相談支援事業所をいう。以下この項において同じ。）
	第四十三条第一項の都道府県の条例	第五十一条の二十四第一項の厚生労働省令

（法第五十一条の二十九第一項第九号及び第二項第九号の政令で定める法律）

第二十六条の十五　指定一般相談支援事業者に係る法第五十一条の二十九第一項第九号の政令で定める法律及び指定特定相談支援事業者に係る同条第二項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一　児童福祉法
二　身体障害者福祉法
三　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
四　社会福祉法
五　知的障害者福祉法
六　老人福祉法
七　社会福祉士及び介護福祉士法
八　介護保険法
九　精神保健福祉士法
十　発達障害者支援法

（法第五十一条の二十九第一項第十一号及び第二項第十一号の政令で定める使用人）

第二十六条の十六　法第五十一条の二十九第一項第十一号の政令で定める使用人は、一般相談支援事業所を管理する者とする。

2　法第五十一条の二十九第二項第十一号の政令で定める使用人は、特定相談支援事業所を管理する者とする。